

外壁、主要構造部である柱及びはり、床、床の直下の天井、屋根、屋根の直下の天井並びに建設大臣が指定する建築物の部分の構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
外壁、主要構造部である柱及びはり、床、床の直下の天井、屋根、屋根の直下の天井並びに建設大臣が指定する建築物の部分の構造方法を定める件 昭和六十二年十一月十日 建設省告示第十九百五号 建築基準法施行令（昭和二十五政令第三百三十八号）第三百三十六条の二第三号及び第五号から第七号までの規定に基づき、<u>外壁、主要構造部である柱及びはり、床（最下階の床を除く。以下同じ。）</u>、床の直下の天井、屋根、屋根の直下の天井並びに建設大臣が指定する建築物の部分の構造方法をそれぞれ次のように定める。 第一 外壁 <u>準耐火構造であるもの及び次に定める構造であるものとする。</u> 一 外壁（天井裏（直下の天井が第四各号に定める構造であるものに限る。第二において同じ。）及び床下にある部分を除く。）の屋内側の部分に次のイからハまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。 イ 厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボード	外壁の構造、主要構造部である柱及びはりの構造、床の構造、床の直下の天井の構造、屋根の構造、屋根の直下の天井の構造並びに建設大臣が指定する建築物の部分の構造に関する基準 昭和六十二年十一月十日 建設省告示第十九百五号 建築基準法施行令（昭和二十五政令第三百三十八号）第三百三十六条の二第三号及び第五号から第七号までの規定に基づき、<u>外壁の構造、主要構造部である柱及びはりの構造、床（最下階の床を除く。以下同じ。）の構造、床の直下の天井の構造、屋根の構造、屋根の直下の天井の構造並びに建設大臣が指定する建築物の部分の構造に関する基準</u>をそれぞれ次のように定める。 第一 外壁の構造 <u>次に定める構造であること。ただし、建設大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるもの、耐火構造又は準耐火構造であるもの及び両面が防火構造であるものについては、この限りでない。</u> 一 外壁（天井裏（直下の天井が第四各号に定める構造であるものに限る。第二において同じ。）及び床下にある部分を除く。）の屋内側の部分に次のイからハまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。 イ 厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボード

- ロ 厚さが五・五ミリメートル以上の難燃合板又は厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードを張つたもの
- ハ 厚さが七ミリメートル以上の石膏うすボードの上に厚さが八ミリメートル以上の石膏フラスターを塗つたもの
- ニ 防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」といふ。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等外壁の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

第二 主要構造部である柱及びはり

準耐火構造であるもの及び次に定める構造であるものとする。

- 一 木材を使用したものであること。
- 二 次のイからニまでのいずれかに該当するものを除き、その小径が十二センチメートル以上であること。
- イ 次に掲げる構造の壁の内部にあるもの
 - (1) 壁（準耐火構造であるもの並びに天井裏及び床下にある部分並びに屋内面にを除く。）の屋内側の部分に第一第一号イから八までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
 - (2) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等壁の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。
- ロ 第三各号に定める構造の床又は準耐火構造若しくは防火構造の床の内部にあるもの

- ロ 厚さが五・五ミリメートル以上の難燃合板又は厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードを張つたもの
- ハ 厚さが七ミリメートル以上の石膏うすボードの上に厚さが八ミリメートル以上の石膏フラスターを塗つたもの
- ニ 防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」といふ。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等外壁の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

第二 主要構造部である柱及びはりの構造

次に定める構造であること。ただし、建設大臣がこれらと同等以上の防火性能を有すると認める柱又ははり及び耐火構造又は準耐火構造である柱又ははりにつては、この限りでない。

- 一 木材を使用したものであること。
- 二 次のイからニまでのいずれかに該当するものを除き、その小径が十二センチメートル以上であること。
- イ 次に掲げる構造の壁の内部にあるもの
 - (1) 壁（準耐火構造であるもの並びに天井裏及び床下にある部分並びに屋内面が防火構造である部分を除く。）の屋内側の部分に第一第一号イから八までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
 - (2) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等壁の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。
- ロ 第三各号に定める構造の床又は準耐火構造若しくは防火構造の床の内部にあるもの

ハ 第五各号に定める構造の屋根の内部にあるもの ニ 天井裏にあるもの	ハ 第五各号に定める構造の屋根の内部にあるもの ニ 天井裏にあるもの
第三 床 令第百九条の三第二一号ハに規定する構造であるもの及び次に定める構造であるものとする。 一 床の裏側の部分に次のイからハまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。 イ 厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボード ロ 厚さが五・五ミリメートル以上の難燃合板又は厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードを張つたもの ハ 厚さが五・五ミリメートル以上の難燃合板又は厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張つたもの 二 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等床の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。	第三 床の構造 次に定める構造であること。ただし、建設大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるもの及び耐火構造、準耐火構造又は防火構造であるものについては、この限りでない。 一 床の裏側の部分に次のイからハまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。 イ 厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボード ロ 厚さが五・五ミリメートル以上の難燃合板又は厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードを張つたもの ハ 厚さが五・五ミリメートル以上の難燃合板又は厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張つたもの 二 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等床の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。
第四 床の直下の天井 第百九条の三第二一号ハに規定する構造であるもの及び次の各号に定める構造であるものとする。 一 第三第一号イからハまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。 二 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等天井裏への炎の侵入を有効に防止することができる構造である	第四 床の直下の天井の構造 次の各号に定める構造であること。ただし、建設大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。 一 第三第一号イからハまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。 二 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等天井裏への炎の侵入を有効に防止することができる構造である

にひ。

第五 屋根

第百九条の三第一号に規定する構造であるもの及び次の各号に定める構造であるものとする。

- 一 屋根の屋内側の部分に次のイ又はロに該当する防火被覆が設けられているにひ。
- イ 厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが九ミリメートル以上の石膏ボード又は厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張つたもの
- ロ 厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードを張つたもの
- 二 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等屋根の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるにひ。

第六 屋根の直下の天井

次の各号に定める構造であるものとする。

- 一 第五第一号イ又はロに該当する防火被覆が設けられているにひ。
- 二 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等天井裏への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるにひ。

第七 建設大臣が指定する建築物の部分

昭和六十一年建設省告示第千九百四号により指定された構造耐力上主要な部分に枠組壁工法を用いた建築物（昭和五十七年建設省告示第五十六号に定める技術

にひ。

第五 屋根の構造

次の各号に定める構造であるにひ。ただし、建設大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるもの及び耐火構造であるものについては、この限りでない。

- 一 屋根の屋内側の部分に次のイ又はロに該当する防火被覆が設けられているにひ。
- イ 厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが九ミリメートル以上の石膏ボード又は厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張つたもの
- ロ 厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードを張つたもの
- 二 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等屋根の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるにひ。

第六 屋根の直下の天井の構造

次の各号に定める構造であるにひ。ただし、建設大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。

- 一 第五第一号イ又はロに該当する防火被覆が設けられているにひ。
- 二 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等天井裏への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるにひ。

第七 建設大臣が指定する建築物の部分の構造

昭和六十一年建設省告示第千九百四号により指定された構造耐力上主要な部分に枠組壁工法を用いた建築物（昭和五十七年建設省告示第五十六号に定める技術

的基準に適合する建築物をいう。)の床、耐力壁及びトラス(小屋組に用いる場合に限る。以下同じ。)の直下の天井が次に定める構造であるものとする。

一 床が第百九条の三第二号ハに規定する構造であるもの及び第三各号に定める構造であること。

二 耐力壁が準耐火構造又は第二第二号イ(1)及び(2)に定める構造であること。

三 トラスの直下の天井が第四各号に定める構造であること。

附 則

この告示は、平成十二年。月。日から施行する。

的基準に適合する建築物をいう。)の床、耐力壁及びトラス(小屋組に用いる場合に限る。以下同じ。)の直下の天井が次に定める構造であること。

一 床が第三各号に定める構造であること。ただし、建設大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるもの、耐火構造、準耐火構造又は防火構造であるもの及び直下の天井が第四各号に定める構造であるものについては、この限りでない。

二 耐力壁が第二第二号イ(1)及び(2)に定める構造であること。ただし、建設大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるもの、耐火構造又は準耐火構造であるもの及び両面が防火構造であるものについては、この限りでない。

三 トラスの直下の天井が第四各号に定める構造であること。ただし、建設大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。

附 則

この告示は、昭和六十二年十一月十六日から施行する。